

広島県告示第九十一号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）第十八条第五項の規定によつて、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

令和二年十月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住所	所在	面積（㎡）
農事組合法人せら富士屋	世羅郡世羅町	世羅郡世羅町大字重永字城ヶ鼻六八番一	一七三
農事組合法人せら富士屋	世羅郡世羅町	世羅郡世羅町大字重永字城ヶ鼻六八番三一	一、二六一

二 認可年月日

令和二年十月二十三日